

2020年2月4日

東京電力エリアの電圧フリッカ発生地域における  
10kW以上の低圧太陽光発電事業者の皆さま

経済産業省 資源エネルギー庁  
省エネルギー・新エネルギー部  
新エネルギー課

電気の電圧及び電力品質を維持するために必要な発電事業者の協力について

今般、東京電力パワーグリッド株式会社（以下、東京電力PG）のホームページにて「[電圧フリッカ抑制のための対策について](#)」が掲載・周知されています。

この報告において、10kW以上の低圧太陽光発電設備に対して、新型能動方式による単独運転機能を有しているPCSを対象として設定変更を進めることとされており、当該設定変更に関して東京電力PGより対象となる設備を有する発電事業者に対して協力が求められています。

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」第5条第1項第4号においては、認定基準として、再生可能エネルギー発電事業者は、電力会社から、当該電力会社はその供給する電気の電圧及び周波数の値を維持するために必要な範囲で、当該再生可能エネルギー発電設備の出力の抑制その他の協力を求められたときは、これに協力するものであることが規定されています。

また、「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」第2章第2節第2条においては、再生可能エネルギー発電設備等を連系する場合であって、出力変動や頻繁な並解列による電圧変動（フリッカ等）により他者に影響を及ぼすおそれがあるときは、発電設備等設置者において電圧変動の抑制や並解列の頻度を低減する対策を行うものとするとして記されています。

については、東京電力PG管内で10kW以上の低圧太陽光発電設備を有する再生可能エネルギー発電事業者においては、東京電力PGからPCS設定変更等の協力を求められた際にはこれに協力する義務があることをご認識いただき、適切に対応いただく必要がございます。

以上